

答 申

第1 審査会の結論

長野県知事が行った後述の第2の2の一部開示決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 令和6年（2024年）11月6日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、別表の「開示請求の内容」欄に記載した内容について保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和6年11月20日、長野県知事（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求について、別表の「公文書の名称」欄に記載の公文書を特定し、「不開示部分」欄に記載の部分（以下「本件不開示部分」という。）を「不開示理由」欄に記載の理由により不開示とする一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 令和6年12月26日、審査請求人は、本件実施機関に対し、本件決定の取消し及び不開示部分の全部開示を求めて審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書等により行った主張は、おおむね次のとおりである。

児童相談所作成の面接記事（以下「本件公文書」という。）は行政文書であり、情報公開制度では公文書は原則公開である。たとえ何が開示されようと県と市は協力関係でなければならず、「率直な意見交換、情報共有、情報提供を関係機関が躊躇（ちゅうちょ）し、適正な情報収集などが困難になるなど、将来にわたって支障を及ぼすおそれ」はない。また、本件公文書に記載された内容は既に遂行された事務であり、将来にわたる支障のおそれではなく、それを「開示を前提としない」を理由とした不開示は、法第78条第1項第7号に合致せず、本件決定は審査請求人の「知る権利」を侵害している。また、情報の性質上、関係職員と審査請求人の認識が必ずしも一致しないことも十分に考えられ、その記載内容をめぐって、「軋轢（あつれき）を生じさせ、所感等を述べた関係職員や組織に対して攻撃が向くおそ

れがあるとしているが、「攻撃」とは何か不明であり、「おそれ」とは推測でしかない。個人に向かう攻撃のおそれは、発言者名を不開示にし、発言内容のみを開示すれば回避できるものである。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が弁明書等により行った主張は、おおむね次のとおりである。

関係者の持つこどもや保護者等への所感等は、実施機関が処遇を決定するまでの決定的な情報とはなり得ないが、客観的及び多角的な視点でこどもとその家族の状態像を捉え、診断するために有意な情報となる。一方で、情報の性質上、関係職員と審査請求人の認識が必ずしも一致していないことも十分に考えられ、その内容を巡って軋轢を生じさせ、所感等を述べた関係職員や組織に対し攻撃が向く恐れがある。このため、調査は当事者に開示されないことを前提として実施される。

不開示とした部分は関係職員の所感等が記載されており、当該部分が開示されるとすれば、上記の理由から関係職員が実施機関の調査に対し、率直な意見を述べることや、こどもの最善の利益を実現する上で踏み込んだ情報提供を行うことを躊躇し、実施機関は必要な情報が得られず、こどもとその家族についての診断及びアセスメントが困難になるおそれがあることから、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、一部不開示とするべきと判断した。

また、審査請求人は、「関係職員や組織に対して攻撃が向くおそれがあるとしているが、『攻撃』とは何か不明であり、『おそれ』とは推測でしかない。」と主張するが、特定の職員に対する批判や問い合わせによって、関係機関との信頼性が損なわれ、児童相談所の協力体制に支障が生じることは単なる推測ではなく、業務の特性上現実的な懸念として認識されている。さらに、「個人に向かう攻撃のおそれは、発言者名を不開示にし、発言内容のみを開示すれば回避できるものである。」と主張するが、発言内容自体が発言者を容易に推定できる場合が多く、部分的な匿名化では十分な保護が図れない。加えて、「本件の事案は既に遂行された事務であり、将来にわたる支障のおそれはない。」と主張するが、開示された場合、当該案件に留まらず、将来の相談対応や他の事案への信頼関係にも影響すると考えられる。

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書について

本件決定において、本件実施機関が特定した公文書は、別表の番号1及び番号2に掲げる、本件実施機関が作成した面談記録及び面接記事であり、いずれも審査請

求人に係る保有個人情報であると認められる。

2 本件不開示部分について

本件不開示部分は、別表の番号2の面接記事の次の部分に記載された伊那市教育委員会の職員の発言部分である。

- (1) 11行目の11文字目
- (2) 6行目から10行目まで並びに13行目及び14行目（「・」を除く。）

審査請求人は、不開示部分の全部開示を求めていることから、(1)及び(2)の法第78条第1項第2号及び第7号の該当性を検討する。

3 法第78条第1項第2号該当性について

- (1) 本件実施機関が法第78条第1項第2号に該当するとして不開示とした部分は、2の(1)の部分である。
- (2) 本号は、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」及び「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を開示対象から除外している。なお本号ただし書のイからハまでに該当する情報は、開示の対象としている。

審査請求人は不開示部分の全部の開示を求めていることから本号の該当性について検討する。

- (3) 当審査会において本件公文書を確認したところ、2の(1)の部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であり当該個人を識別できる情報であると認められる。また、本号ただし書のいずれにも該当するとは認められない。
- よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に、2の(1)の部分を不開示とした判断は、妥当である。

4 法第78条第1項第7号該当性について

- (1) 本件実施機関が法第78条第1項第7号に該当するとして不開示とした部分は、2の(2)の部分である。
 - (2) 本号は、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあるものを開示対象から除外している。
- 本号の適用に際しては、開示することにより生ずる支障のみでなく、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれも勘案する必要がある。また、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものである

必要があり、「おそれ」は、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性がなければならないと考えられる。

審査請求人は、行政文書は原則開示であり、何が開示されようと県と市は協力関係でなければならず、開示することによる事務支障のおそれはないこと、本件公文書は既に遂行された事務に係るものであるため将来にわたる事務支障のおそれもないこと、関係職員個人や組織への攻撃とは何か不明であり、攻撃のおそれは発言者名を不開示にし発言内容を開示すれば回避できると主張している。

一方で、本件実施機関は、2の(2)の部分は関係職員の所感であり、開示を前提とした場合、関係職員が率直な意見陳述や事案に踏み込んだ情報提供を躊躇し、実施機関が調査に必要な情報が得られないことで、事案の適正な判定が困難になること、関係職員と審査請求人との認識が必ずしも一致していないことも十分に考えられ、その内容を巡って審査請求人との間で軋轢が生じ、関係職員個人や組織に対し攻撃のおそれがあること、発言内容から発言者が容易に推定できる場合が多く、発言者の氏名を不開示にするだけでは十分な保護が図れないこと、既に遂行された事務であっても開示された場合の影響は、個別案件にとどまらず、将来の相談対応や他の事案への信頼関係にも悪影響を及ぼすことを主張している。

(3) 本件実施機関によると、児童相談所の相談援助活動は、子どもの最善の利益を優先して考慮して展開され、虐待の有無や保護者等の相談主訴にかかわらず、幅広い情報を調査し、その調査の対象は、子どもとその家族のほか、子どもとその家族の普段の状況を知る親族や職員等の関係者も含まれる。

当審査会において本件公文書を確認したところ、本件公文書は、事案に関連し収集した情報をまとめ、応対した職員の評価や判断を具体的に記載することが求められていると言える。審査請求人が開示を求めている2の(2)の部分には、伊那市教育委員会の職員が審査請求人と応対した際の評価や判断について児童相談所の職員に伝達した内容が記載されており、当該部分の開示が前提とされた場合、相談者である審査請求人に応対した伊那市教育委員会の職員が、今後、相談者との関係性を考慮して、率直な評価や判断を児童相談所に提供することを躊躇するなど、一定の心理的影響を生じさせることは否定し難い。また、開示することで児童相談所と関係機関との信頼関係が損なわれ、事案に対する評価や判断が表面的なものになれば、必要な情報が得られなくなり、事案の適正な判断が困難になるとの本件実施機関の主張は否定し難く、その影響は本事案に限らず、今後の同種の事務においても支障を及ぼすおそれがあると考えられ、そのおそれは法的保護に値する程度の蓋然性があると認められる。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に、2の(2)の部分を不開示とした判断は、妥当である。

5 審査請求人及び本件実施機関のその余の主張について

審査請求人及び本件実施機関のその余の主張は、いずれも審査会の判断を左右す

るものではない。

6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

| | | |
|-------------|--------|-------------------|
| 令和7年（2025年） | 3月12日 | 諮詢 |
| | 11月18日 | 本件実施機関からの意見聴取及び審議 |
| 令和8年（2026年） | 1月28日 | 審議終結 |

（別表）

| 開示請求の内容 | 番号 | 公文書の名称 | 不開示部分 | 不開示理由 |
|--|----|---------------------|--------------------------|--|
| ・2021年3月22日に行われた下記会議に関するもの全て。 場所：赤穂東小学校 出席者：赤穂東小学校〇〇、長野県子ども支援会員 〇〇 〇〇 〇〇 長野県子ども支援センター 〇〇 氏、〇〇氏 〇〇、〇〇 ・下記日付の電話記録に関連するもの全て 2019年3月26日 諏訪児童相談所の〇〇氏と伊那市教育委員会との電話記録 | 1 | 〇〇家と赤穂東小学校との面談記録 | なし | — |
| | 2 | 面接記事 (H31.3.26分) | 請求者以外の個人情報 職員の発言内容の一部 | 法第78条第1項第2号該当 開示請求者以外の個人に関する情報であって原則として不開示であり、例外として開示できるいざれの場合にもあたらぬ。 法第78条第1項第7号該当 開示を前提としない職員の主観に基づく記載であり、これを開示することで、今後同種の事務において率直な意見交換、情報共有、情報提供を関係機関が躊躇し、適正な情報収集等が困難になるなど、将来にわたって事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 |